

令和 2年 5月 29 日

保護者各位

富士市福祉こども部保育幼稚園課

6月1日以降の幼稚園・保育園等の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、保護者の皆様には、幼稚園の臨時休園や保育園等の登園自粛に際し、家庭保育にご協力をいただき、誠にありがとうございました。皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染症の感染防止につながりましたことを心より感謝いたします。

さて、本市においては、4月 19 日以降新たな感染者が確認されていないことから、以前にお知らせしたとおり、6月1日より幼稚園・保育園等を通常開園いたします。

つきましては、今後の感染予防のため、幼稚園・保育園等の対応は以下のとおりとさせていただきますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

○登園等について

- ・登園前に、各家庭で園児の体温の計測や健康観察をお願いします。発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められた場合には、登園を見合せてください。ただし、呼吸器症状が感染性のものでないと医師が判断した場合には、登園を見合わせる必要はありません。
- ・登園後、職員が必要に応じて検温し、発熱等の症状が認められた場合には、至急のお迎えをお願いすることがあります。
- ・発熱等があった園児は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を見合せてください。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

○マスクの着用について

- ・園児のマスクの着用については保護者の皆様の判断によるものといたしますが、咳などの呼吸器症状がある園児が登園する場合には、マスクの着用をお願いすることがあります。
- ・熱中症や窒息の恐れがある状況においては、園児のマスクを外すことがあります。
- ・咳などの呼吸器症状がある保護者の方が園舎内に入る場合には、マスクの着用などの咳エチケットの励行をお願いします。

・職員は、熱中症等に注意しながら、マスクを着用して保育等を行います。

○消毒・換気等について

- ・園庭から園舎に入る際など、園児の手指を清潔に保つため、手洗いや手指消毒を行います。
- ・手が触れる机や扉、トイレなどは、次亜塩素酸水等で、繰り返し消毒を行います。
- ・園児が多くの時間を過ごす保育室等は、定期的に換気を行います。
- ・保護者の方が園舎内に入る場合には、手指消毒用アルコール等で手指消毒をしてください。

○臨時休園等について

以下の場合には、幼稚園や保育園等を状況に応じた期間、臨時休園とします。

- ① 園児または職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合(対象園)
- ② 市内に新型コロナウイルス感染症の蔓延が確認された場合や蔓延の恐れがある場合
(複数園または全園)

※園児または職員が濃厚接触者として特定された場合には、状況に応じて対象園を臨時休園する場合があります。

◆保護者の皆様へ大切なお願い

園児や同居の家族に感染が確認された場合には、感染拡大防止のため、いち早く対象園を臨時休園にするなど、初動体制をとることが重要です。

そのため、園児や同居の家族が、PCR 検査を受けるなど、新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる状況にある場合には、通園されている幼稚園・保育園等または、市役所保育幼稚園課(連絡先:0545-55-2762)までご連絡ください。

ご連絡いただいた情報につきましては、個人情報保護の観点から、細心の注意を払い取り扱いいたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

幼稚園・保育園等の対応につきましては、園児数などの施設規模などにより違うことがあります。詳細につきましては、通園されている幼稚園・保育園等にお問い合わせください。

【担当】

富士市福祉子ども部保育幼稚園課 55-2762